

専用水道のてびき

船橋市保健所 衛生指導課

〒273-8506

船橋市北本町1-16-55

電話 047-409-2563

令和7年4月1日 改訂版

目次

I はじめに	2
II 専用水道とは	2
III 設置者の義務	3
1. 保健所への届出	3
2. 維持管理	4
(1) 管理体制の整備	4
(2) 衛生管理	5
(3) 施設管理	5
(4) 水質管理	6
(5) 水質検査計画	8
(6) 水質検査の委託	8
(7) 薬品の管理	9
(8) 健康診断	9
3. 保健所への報告	9
IV 保健所の指導	10
1. 届出等の指導	10
2. 立入検査・改善指導	10
3. 改善の指示・給水停止命令	10
V 汚染事故等の緊急時の措置	10
VI 水質基準及び検査頻度一覧表	11
その他	

水道法第20条第3項により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関

I はじめに

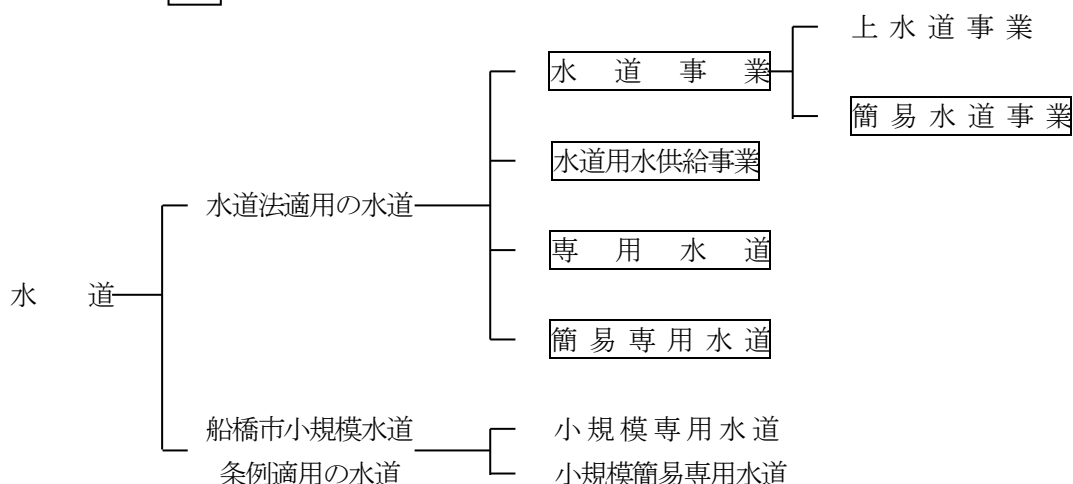
一般に「水道」と言えば県営水道や市町村営水道が上げられますが、下図に示すようにいろいろな種類があります。

その中で、一般の需要に応じて供給するものではなく、100 人を超える居住者に必要な水を供給する、あるいは一日に供給することができる最大の水量のうち人の生活に利用する水量が 20 m³ を超える寄宿舍、社宅、団地、学校、レジャー施設等の自家用の水道も「専用水道」として法的に種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給が図られています。

専用水道も、県営水道や市町村営水道と同じように良質で豊富な水が供給されるものでなければならないことは言うまでもありません。

そこで、専用水道を設置している者及びこれから設置しようとする者は、この「専用水道の手引き」を参考とし、諸届出や維持管理など飲料水の安全確保について万全の態勢でのぞむようお願いします。

水道の種類（「☐」は水道法上の用語）



II 専用水道とは

専用水道とは、自家用の水道で、100 人を超える居住者に必要な水（継続的な生活を営むために必要な水）を供給するもの、あるいはその水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量）のうち人の飲用、炊事用、浴用その他、人の生活に利用する水量が 20 m³ を超えるものをいいます。

ただし、県営水道や市町村営水道等から供給を受ける水のみを水源とする場合であって、その施設のうち地中または地表に施設されている部分の規模が次に掲げるいずれにも該当するものは専用水道から除かれます。

- (1) 口径 25 mm 以上の導管の全長が 1,500 m 以下のもの。
- (2) 水槽の有効容量の合計が 100 m³ 以下のもの。または有効容量の合計が 100 m³ をこえるもので、六面点検できるもの。

Ⅲ 設置者の義務

専用水道の設置者は、「水道法」及び船橋市の定める「専用水道取扱要領」により次のことが義務付けられています。

1 保健所への届出

(1) 新設工事や増設又は改造工事をする場合

少なくとも工事を着手する 30 日前に「専用水道布設工事確認申請書」により、保健所へ申請をしてください。

工事の着手は、保健所からの「専用水道布設工事確認通知」を受けてから始めてください。

(2) 給水を開始する場合

当該工事が完了した時は、給水を開始する前に、水質検査結果及び施設検査結果を記した「専用水道給水開始届出書」を保健所へ提出してください。

ア 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓の水について、別表の水質基準項目のすべての検査（51 項目）及び残留塩素の検査を実施してください。

この場合、採水場所の選定は水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所（例えば配水管の末端等の水が停滞しやすい場所）を選んでください。

イ 給水開始前の施設検査は、専用水道の設置者により選任された水道技術管理者（Ⅲ2(1) ア）が新設、増設又は改造に係る施設（影響の及ぶ既設を含む）について法第 5 条に定める施設基準に適合していることを確認してください。

(3) 設置者に変更のあった場合

譲渡等により専用水道の設置者が変わった場合には、新たな設置者が速やかに「専用水道継届出書」を保健所へ提出してください。

(4) 既設の水道施設が専用水道に該当するに至った場合

ア 専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、給水人口が居住者 100 人を超えた場合や一日最大給水量のうち人の生活に利用する水量が 20 m³を超えた場合、あるいは適用除外基準を満たさなくなった場合は、事前の確認が必要となるので「確認申請書」及び「専用水道給水開始届出書」を保健所へ提出してください。（Ⅲの 1 の (1)、(2)）

イ 専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず、給水人口が居住者 100 人を超えた場合は「専用水道届出書」により保健所へ提出してください。

(5) その他申請事項に変更のあった場合

確認を要する工事以外の工事や技術管理者の変更、水道事業所所在地の変更等確認申請書の記載事項に変更のあった場合は、速やかに「専用水道布設工事申請書記載事項変更届出書」を保健所へ提出してください。

(6) 布設工事着手を延期する場合

「確認通知」を受けたが、工事の着手が予定日より長期に延期する場合（おおむね 6 ヶ月以上の延期）は、「専用水道布設工事延期届出書」を保健所へ提出してください。

(7) 布設工事を中止する場合

「確認通知」を受けたが、工事に着手せず布設計画が消滅した場合は、「専用水道布設工事中止届出書」を保健所へ提出してください。

- (8) 廃止する場合（布設工事を中止し、専用水道とする意思がなくなったときも含む。）

給水人口の減少、施設の規模の縮小又は消滅等により専用水道としての要件を失った場合や「確認通知」を受けた後、工事に着手したが、その工事が取り止めとなったときは「専用水道廃止届出書」を保健所へ提出してください。

2 維持管理

専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意してください。

(1) 管理体制の整備

ア 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため水道技術管理者を置かなければなりません。その任免は、設置者が自ら行うものであり、法で定める資格を有するものであることを確認して選任してください。

〔水道技術管理者の業務内容〕

- ① 水道施設が施設基準（法第5条）に適合しているかどうかの検査
- ② 給水開始前の水質検査及び施設検査（法第13条）
- ③ 定期及び臨時の水質検査（法第20条）
- ④ 浄水場などの従事者の健康診断（法第21条）
- ⑤ 塩素消毒などの衛生上の措置（法第22条）
- ⑥ 給水の緊急停止（法第23条）
- ⑦ 給水停止命令による給水停止（法第37条）

〔水道技術管理者の資格要件〕

実務経験年数				
	専攻の種別 学校の種別	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	左記以外の工学・理学・農学・医学・薬学の課程又はこれらに相当する課程	工学・理学・農学・医学・薬学以外の課程
水道技術管理者としての基礎教育を受けた者	新制大学、旧制大学	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
	短期大学 専門職大学の前期課程 高等専門学校、旧専門学校	5年以上 (2年6ヶ月以上)	6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
	高等学校、中等学校 旧制中学	7年以上 (3年6ヶ月以上)	8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)
その他	10年以上（5年以上）の水道技術上の実務に従事した経験を有するもの - 外国の学校において上記の課程を、上記の規定のある学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者 - 国土交通大臣及び環境大臣が登録する講習を修了した者 - 第2次技術士試験（上水道及び工業用水道の科目に限る）に合格した者であって、1年（6ヶ月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 - 土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年（1年6か月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			

注）上記年数は、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数です。

（ ）内は簡易水道及び1日最大給水量が10,000 m³以下の専用水道を対象とします。

平成31年4月1日より前に行われた第2次技術士試験（水道環境の科目）に合格した者は、上水道及び工業用水道の科目を選択した者とみなします。

イ 図面等の整備

水道施設の維持管理を行っていく上で必要な配管系統図等主要施設の各種図面、書類及び工具検査機器等は、必ず整備保管しておいてください。

ウ 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行ったときは、その記録を作成し保存してください。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

記録の種類	保存期間
給水開始前の水質検査及び施設検査の結果	5 年
定期及び臨時の水質検査の結果	
定期及び臨時の健康診断の結果	1 年
施設の点検、清掃、修理等の実施記録	

エ その他

平常より水道施設や水源の監視を強化し、水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器を導入するなど、毒物劇物による汚染の早期発見に努め、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておいてください。

(2) 衛生管理

ア 立入禁止措置

水源及各施設の周囲にみだりに人畜が立ち入ることのないように柵を設け、施錠管理する等のほか汚染防止のための一般の注意を喚起するに必要な標札、立札掲示等をしてください。

イ 汚染の防止

水源及び各施設の周辺は常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないよう留意してください。

また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積場、汚水溜等の施設は汚水のもれない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作及び園芸並びに家畜等の放し飼い等をしないでください。

ウ 残留塩素の保持

給水栓における水が遊離残留塩素を 0.1 mg / L（結合残留塩素の場合は 0.4 mg / L）以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うとともに、事故に備えて必ず予備の消毒薬を用意してください。

また、病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を 0.2 mg / L（結合残留塩素の場合は 1.5 mg / L）以上としてください。

(3) 施設管理

ア 定期点検

水道施設各部（取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の各施設）について定期的に点検を行い、施設基準に適合しているかどうかを確認するとともに清潔の保持及び異常の発見に

努めてください。

イ 水槽等の定期的な清掃

受水槽、高置水槽等は1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃を行ってください。

(4) 水質管理

専用水道により供給される水は、別表に掲げる水質基準に適合しなければなりません。

専用水道の設置者は、次のとおり水質検査を実施し、給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し、適合していない場合は、その原因を究明し対策を講じてください。

ア 定期の水質検査

(ア) 毎日の水質検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）について1日1回以上検査を行ってください。

(イ) 定期の水質検査

専用水道設置者は、水道技術管理者の関与の下、水道法施行規則に基づき、定期の水質検査の事項及び回数等の実施計画を水質検査計画として定め、この計画に基づき検査を実施してください。

① おおむね1か月に1回以上行う検査

- i 水質基準に関する省令の表中1の項、2の項、38の項、46の項から51の項までの事項についてはおおむね1か月に1回以上検査を行ってください。これらの事項については、検査を省略することはできません。
- ii 水質基準に関する省令の表中42の項、43の項の事項については、水源における当該物質を産出する藻類の発生状況から検査を実施する必要があることが明らかであると認められる時期を除き、1か月に1回以上検査を行ってください。

② おおむね3か月に1回以上行う検査

水質基準に関する省令の表中1の項、2の項、38の項、42の項、43の項、46の項から51の項までの事項以外の事項については、おおむね3か月に1回以上検査を行ってください。

このうち、水質基準に関する省令の表中10の項、21の項から31の項までの事項については、検査の回数を減じ又は検査を省略することはできません。

③ 検査の回数を減じ又は検査を省略できる事項

- i おおむね1か月に1回以上検査を行わなければならない事項のうち、水質基準に関する省令の表中38の項、46の項から51の項までの事項については、自動測定装置及び日常点検等により監視並びに測定及び記録がされている場合は、おおむね3か月に1回以上まで検査の回数を減じることができます。
- ii おおむね3か月に1回以上検査を行わなければならない事項のうち、水質基準に関する省令の表中10の項、21の項から31の項までの事項以外の事項については、過去3年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されず、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少なくと認められる場合において、過去3年間の検査結果の最大値が、基準値の5分の1以下であるときはおおむね1年に1回以上、10分の1以下であるときはおおむね3年に1回以上ま

で検査の回数を減じることができます。

iii 水質基準に関する省令の表中 1 の項、2 の項、9 の項から 11 の項まで、21 の項から 25 の項まで、27 の項から 31 の項まで、38 の項、46 の項から 51 の項までの事項以外の事項については、過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況等から検査を省略できます。

iv 検査の省略を行った場合であっても、おおむね 3 年に 1 回程度は、省略した項目について水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認してください。

イ 臨時の水質検査

専用水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある時に行うもので、定期の検査項目に準じて実施してください。

また、臨時の水質検査は次のような場合に実施してください。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (イ) 水源に異常があったとき
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- (エ) 浄水工程に異常があったとき
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (カ) その他の必要があるとき

なお、臨時の水質検査を行った事項は、定期の水質検査に代えることができます。

ウ 原水の水質検査

(ア) 水質基準に係る水質検査

原則として、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期（降水、洪水、渇水等）を選定して、年 1 回以上、水質基準に関する省令の表中 21 の項から 31 の項まで及び 48 の項以外の項目について実施してください。

ただし、浄水受水専用水道並びに井戸等の自家用水源（一部及び全部）を原水とする施設であって塩素消毒のみを行っている施設については、必要に応じて検査を実施してください。

(イ) 耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア、（以下、クリプトスポリジウム等という。））に係る水質検査

クリプトスポリジウム等に係る水質検査については、次のとおり実施してください。

① 浄水受水専用水道及び高度な浄水設備を設置した専用水道の原水の水質検査

水質基準に関する省令の表中 1 の項及び 2 の項について、1 年に 1 回以上検査を行い、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないことを確認してください。

② 上記以外の専用水道の原水の水質検査

水質基準に関する省令の表中 1 の項及び 2 の項について、1 年に 1 回以上検査を行い、その結果により次の検査等を実施してください。

i 深井戸を水源とする専用水道であって、原水から水質基準に関する省令の表中 1 の項及び 2 の項が検出されない場合

上記の水質検査をもってクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないことを確認してください。

ii 深井戸を水源とする専用水道であって、原水から水質基準に関する省令の表中 1 の項又は 2 の項が検出された場合

検出された原因を探り、改善するとともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある場合には、クリプトスポリジウム等の検査を実施してください。

- iii 地表水等の混入のおそれのある地下水等を水源とする専用水道であって、原水から水質基準に関する省令の表中1の項又は2の項が検出された場合

指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）について、3ヶ月に1回以上検査を実施して監視を行い、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある場合には、クリプトスポリジウム等の検査を実施してください。

(5) 水質検査計画

毎事業年度の開始前に、以下の内容について水質検査計画を策定してください。

- (ア) 水質管理において留意すべき事項のうち、水質検査計画に関するもの
- (イ) 定期の水質検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- (ウ) 検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
- (エ) 臨時の水質検査に関する事項
- (オ) 原水の水質検査に関する事項
- (カ) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- (キ) その他水質検査の実施に際し、配慮すべき事項

(6) 水質検査の委託

ア 水質管理を強化するためには、自己検査施設を設けることが最も望ましいですが、水質検査を委託して実施する場合は、地方公共団体の機関又は水道法第20条で国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託することができます。

なお、委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の採取、運搬及び水質検査を速やかに実施できる水質検査機関であることを確認してください。

イ 水質検査を水質検査機関に委託する場合は、次の事項が明記された契約書により、水質検査機関と直接契約を締結してください。

なお、臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約と別途締結する場合は、定期検査の委託契約において、臨時検査は別の契約に基づき委託することを明記してください。

- (ア) 委託する水質検査の項目
 - (イ) 定期検査の時期及び回数
 - (ウ) 委託に係る料金
 - (エ) 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法（採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法）
 - (オ) 水質検査の結果の根拠となる書類（分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した書類、検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書）
 - (カ) 臨時検査の実施の有無
- ウ 委託契約書とその契約の終了の日から5年間保存してください。
- エ 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることを確認してください。
- オ 試料の採取又は運搬を専用水道の設置者が自ら行う場合は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡してください。

(7) 薬品の管理

ア 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等関係法令・基準を遵守し、防毒面、塩素中和装置等の保安用具設備を整備しておいてください。

イ 次亜塩素酸ナトリウム溶液その他浄水処理に使用する薬品については、その使用方法是適正に行うとともに、その使用量、保管量を記録するなどの薬品の安全管理には万全を期してください。

(8) 健康診断

専用水道の設置者は、取水場、浄水場又は配水池等において業務に従事している者及びこれらの敷地構内に居住している者を対象として次により定期及び臨時の健康診断を実施してください。

なお、健康診断の内容は、病原体がし尿に排泄される感染症の有無について行うこととし、感染性下痢症及び各種下痢腸炎等にも注意することが必要です。

病原体検索は主として便について行い、必要に応じ尿、血液その他についても実施してください。

ア 定期の健康診断

上記対象者についておおむね6ヶ月毎に行ってください。

イ 臨時の健康診断

検診対象者に、病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合には、発生した感染症又は発生するおそれのある感染症について実施してください。

3 保健所への報告

給水開始届出及び専用水道届出を行った専用水道施設については、当面の間、次表による水質検査を行い、その結果を保健所に報告してください。

検査の種類		報告の期限	報告様式
水 質 検 査	毎日の水質検査（色、濁り、残留塩素）	翌月の15日	水質検査月報
	定期の水質検査		検査成績書の写し
	臨時の水質検査 原水の水質検査	結果判明後	

Ⅳ 保健所の指導

1 届出等の指導

設置者に届出及び維持管理の重要性を指導します。

2 立入検査・改善指導

保健所担当職員は、現地に立入り、帳簿、水質、施設等を検査します。

また、検査の結果、衛生上問題がある場合等は、必要な改善措置をとるよう指導します。

3 改善の指示・給水停止命令

専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要なあると認められる場合であって、改善指導に従わないときは、必要な改善をすべき旨を指示することがあります。

また、改善の指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

Ⅴ 汚染事故等の緊急時の措置

万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害する恐れがあるときは、ただちに給水を停止し、関係者へ周知するとともに保健所へ連絡する等必要な措置を講じてください。

また、断減水が生じた場合はその旨を保健所へ報告してください。

水道法第 20 条第 3 項により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた船橋市を営業区域とする水質検査機関

令和 6 年 1 月 1 日現在

* 網かけ行 | 「検査を行う事業所の所在地」に千葉県が含まれる水質検査機関

登録番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地（主に関東地域）
8	一般社団法人埼玉県環境調査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
9	一般社団法人茨城県環境衛生会検査センター	茨城県水戸市笠原町978番47
16	一般社団法人千葉県環境衛生会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番11号 千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番14号 千葉県千葉市中央区出洲港14番12号
38	一般社団法人北里環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里一丁目15番1号
49	一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸一丁目19番10号
70	内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
73	株式会社エヌ・イーサポート	東京都江戸川区東葛西四丁目19番5号
75	株式会社江東微生物研究所	茨城県水戸市姫子一丁目101番5号 茨城県つくば市上横場445番1号 栃木県宇都宮市平出工業団地44の38 群馬県館林市美園町12番11号 群馬県高崎市高岡町431の3 群馬県前橋市下細井町267の11 埼玉県越谷市蒲生西町二丁目11番地17 埼玉県さいたま市岩槻区本町一丁目18番地12 千葉県香取市吉原420番地1 千葉県旭市い987番地1 千葉県木更津市瑞田三丁目4番30号 千葉県千葉市中央区矢作町382番3号 東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号 神奈川県相模原市南区東林間五丁目16の7
76	平成野研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856番地3
87	株式会社群馬分析センター	群馬県高崎市中大島町625番地
88	株式会社環境測定サービス	茨城県土浦市北神立町7番22 茨城県水戸市石川四丁目3896番地の3
89	中外テクノス株式会社	千葉県千葉市緑区大野台二丁目2番16号
96	環境未来株式会社	東京都小金井市緑町四丁目6番32号

番号	名称	検査を行う事業所の所在地
97	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3
98	一般財団法人東京環境科学院	東京都中央区豊海町五丁目1番
106	一般財団法人千葉県環境財団	千葉県千葉市中央区中央港一丁目11番1号
107	オーヤラックスクリーンサービス株式会社	東京都調布市富士見町四丁目16番地4
113	環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41番地10
126	株式会社静環境検査センター	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番10号
130	オルガノ株式会社	神奈川県相模原市南区西大沼四丁目4番1号
135	いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号
142	株式会社上総環境調査センター	千葉県木更津市潮見四丁目16番2号
157	前澤工業株式会社	埼玉県幸手市高須賀537番地
159	株式会社総合水研究所	東京都江東区毛利一丁目19番10号江間忠錦糸町ビル6階
166	三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社	東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号 東京都東村山市青葉町二丁目38番1
170	東京テクニカル・サービス株式会社	東京都江戸川区西葛西七丁目29番17号
171	エスク株式会社	大阪府大東市三箇四丁目18番18号
179	芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市大岡2068番地の3
181	株式会社ダイワ	千葉県東金市家徳238の3 神奈川県平塚市東豊田369番地
184	株式会社ピー・エム・エル	埼玉県川越市駒場1361番地1
190	アクアス株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原四丁目4番地つくばテクノパーク豊里 東京都渋谷区和泉二丁目7番5号
192	クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台二丁目8番14号 神奈川県厚木市森の里若宮7番1号
201	株式会社新環境分析センター	福島県郡山市喜久田町卸一丁目76番地1 新潟県新潟市江南区祖父興野53番地1
207	東海プラント株式会社	静岡県沼津市市道町6番地の7
211	株式会社ユーベック	千葉県木更津市久津間613番地
213	株式会社保健科学東日本	埼玉県鴻巣市天神三丁目673番地
218	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号
219	株式会社トータル環境システム	大阪府大阪市平野区長吉六反三丁目16番22号

番号	名称	検査を行う事業所の所在地
224	株式会社総合環境分析	群馬県邑楽郡邑楽町中野127番地6 東京都町田市忠生三丁目5番地4 神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目13番2号
228	株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ	千葉県習志野市東習志野二丁目15番11号 神奈川県綾瀬市小園1116番
230	日本総合住生活株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島七丁目2番3号
240	株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号
246	株式会社MCエバテック	茨城県つくば市観音台一丁目25番14号
252	株式会社環衛技研	東京都板橋区板橋四丁目12番17号 埼玉県戸田市笹目二丁目5番地12
260	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	神奈川県横浜市磯子区西町14番11号
261	株式会社ショウエイ	神奈川県川崎市幸区新川崎2-6
265	株式会社エステム	愛知県名古屋市長区弥次町三丁目22番地の1
266	ヒロエンジニアリング株式会社	東京都台東区台東一丁目14番11号
273	一般財団法人群馬県薬剤師会環境衛生試験センター	群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10

※千葉県に事務所がある場合、または、千葉県を除く関東地方に事業所がある場合は当該事業所の所在地のみを記載